

# 令和5年第2回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年2月27日(月) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎4階 第1会議室
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	1番 和田 義雄 委員 9番 田口 菜穂美 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村 瀬 厚 係長 今 井 康 太 主事 津 田 卓 也

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号  議案第2号  議案第3号  議案第4号    議案第5号  議案第6号  議案第7号  議案第8号  議案第9号  専決第1号  専決第2号  専決第3号  その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について  農地法第4条第1項の規定による許可申請について  農地法第5条第1項の規定による許可申請について  生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について    農業振興地域整備計画の変更について  青年等就農計画について（別冊）  農用地利用集積計画について（一括方式）  農用地利用集積計画について  農用地利用配分計画について  農地法第3条の3第1項の規定による届出について  農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  農地法第18条第6項の規定による通知について  ・生産緑地のあつせん願について  ・現況証明願について  ・事業計画変更について</p>
-------------	--	--



	議長	<p>意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p>
	議長	<p>(伊藤 修 委員 入室)</p> <p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>議案第2号を上程。</p>
	事務局	<p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、あかいけ屋下保育園から南へ約100mに位置する地目畑、現況雑種地の農地で面積は419㎡です。現地は駐車場で平成22年に転用許可がされていますが、登記地目は農地のままになっています。</p> <p>申請者は、赤池町西組に長男家族と同居しています。</p> <p>現在同居している場所に、長男家族の家を建てることになった為、長男家族の家に近く、耕作地に近い適正場所として、申請地での自己用住宅の建築を計画するものになります。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>周辺農地への影響については、汚水は浄化槽で処理した後雨水とともに申請地南側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p>
	議長	<p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	議長	<p>意見がないことを確認して議案第2号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>

	事務局	<p>議案第3号を上程。</p> <p>3番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>3番の案件について説明します。</p> <p>この申請地については、農振農用地の除外手続をしており、農地法の許可申請を行う段階となりました。</p> <p>場所については東部保育園から南に約100メートルの位置に所在し、地目、現況は田で、面積は44㎡です。</p> <p>申出者は、現在米野木台二丁目の賃貸住宅に居住しています。子どもの成長とともに、今の住居では手狭なため、売りに出していた米野木町阿弥陀前の土地に、住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>しかし、該当地は道路に面していない為、接道要件が取れません。申請地を宅地への通路として利用することで、接道要件を満たすことができるため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水について、申請地西側の既設水路に排水するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p>
	議長	<p>議案第3号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>意見がないことを確認して議案第3号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第4号を上程。</p>
	事務局	<p>4番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、中部保育園から南に約100メートルの位置に所在する1筆になります。</p> <p>この生産緑地は、浅田町平池に居住する申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地です。</p>

		<p>が、故障のため農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>議案第4号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>申請者の年齢は。 〇〇歳です。</p> <p>今までは、1人で耕作していたのか。家族で耕作していたのであれば、家族で管理できるのではないか。</p> <p>家族で耕作していたかは分かりません。</p> <p>所有する生産緑地は申請地のみか。 申請地のみです。</p> <p>他に意見がないことを確認して議案第4号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第5号を上程。</p> <p>1番、2番、3番の案件について、事務局に説明を求める</p> <p>除外1番について説明します。</p> <p>申出地は日進西中学校から北西に約250メートルの位置に所在し、地目、現況は畑で、面積は1009㎡の内251㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、県営ほ場整備事業日進地区第7-2工区の土地改良を完了している農振農用地になります。</p> <p>申出者は、現在夫と2人で名古屋市名東区の賃貸住宅に居住しています。</p> <p>今後の家族計画を考えると、現在の住居では手狭になることが考えられるため、近くに親族が住んでいる地域での戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>計画地周辺の土地では適地が無く、申出者に自己所有地はない為、両親に相談したところ、親族が所有する土地が</p>
	議長	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	議長	
	議長	
	事務局	

	<p>あり、その中で建築が可能なのは申出地のみであったため、やむを得ず申出地が選定されたものです。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽で処理した後雨水とともに申請地北西側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>場所は農用地内ですが、周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはないと思われます。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。</p> <p>次に、除外2番3番の案件について説明します。2番3番は両方とも道の駅に関する案件でありますので併せて説明いたします。</p> <p>申出地は、尾三消防本部日進消防署から、西に50メートルに位置する一帯の土地で本郷町宮下11番5ほか46筆で、施設用地13,534㎡、道路用地7,881㎡、総面積は、21,415㎡になります。</p> <p>道の駅の整備につきましては、日進市の地域資源の魅力発信、農業振興、子育て支援、地域コミュニティの場の確保による地域活性化、地域防災力の向上、等を目的に整備されるものです。また、愛知県と一体型で整備する道の駅であり、愛知県における道路休憩施設と一体的に整備することにより、地域振興や産業の活性化、防災機能の向上等の相乗効果が期待するものです。こうしたことから、本事業は極めて公益性の高い事業と思われます。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、県営ほ場整備事業日進地区第4工区の土地改良を完了している農振農用地になります。</p> <p>場所は農用地内ですが、当該変更により、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはないと思われます。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと</p>
--	---

		<p>思われます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。以上、3件についてご審議のほどお願いいたします。</p> <p>議案第5号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>意見がないことを確認して議案第5号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第5号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第6号を上程。</p> <p>青年当就農計画について、事務局に説明を求める。</p>
事務局		<p>議案第6号の案件について説明します。</p> <p>まず、「認定新規就農者制度」について説明します。</p> <p>認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。この青年等就農計画の認定をうけることにより、「認定新規農業者」になることができます。</p> <p>青年等就農計画の認定にあたっては、① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。② その計画が達成される見込みが確実であること。というのがポイントになります。</p> <p>それでは、1件の計画書の提出がありますので、ご説明いたします。</p> <p>申請者は、日進市に在住で、現在は中学校の保健体育講師をされています。</p> <p>申請者は、祖父がジャガイモやアスパラガスの栽培を行う農家であり、自身も家庭菜園を20年近く続けており、7月からはみよし市の認定農業者の下で研修を受講して</p>



	<p>議長</p> <p>委員 事務局</p> <p>委員 事務局</p>	<p>おります。</p> <p>自身の所有する農地がなかった為、耕作放棄地となっている農地を紹介したところ、その農地の所有者と合意がとれたため、この後の7号議案にあります利用権の設定を行う予定となっています</p> <p>経営を始めて間もない時期の所得確保や設備の初期投資の際の制度資金の活用を視野に置いて、今回の申請に至ったものです。</p> <p>それでは、計画の内容について簡単に説明いたします。</p> <p>1 ページ、新たにイチゴの施設栽培を開始します。</p> <p>2 ページ、将来の農業経営の構想として、高品質の農産物の生産と清潔な農園を目指し、お客さんのリピート率を上げ、5年後の所得約460万円を目指す計画となっております。</p> <p>経営の規模に関する目標としては、5年後には、約55aに借入地を増やし、車両等を置くスペース等を除いて作付面積を30aにすることを目標としています。一人あたり年間労働時間は、2400時間に目標としています。</p> <p>5 ページ、技術・知識の取得状況ですが、令和4年7月～令和5年3月までみよし市の認定農業者の下で技術研修を受けております。</p> <p>日進市の基本構想に照らし、適切なものと判断され、計画が達成される見込みについても、愛知県尾張農業改良普及課の指導の元に作成されたことにより、無理のないものと判断されます。</p> <p>今後、将来にわたって、農業経営を安定かつ効率的に行える期待ができると考えており、青年等就農計画を認定することに支障はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>議案第6号の案件について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>青年等は何歳までか。</p> <p>45歳までです。</p> <p>農業者年金への加入を薦めることはできないか。</p> <p>お願いは出来るが、農業を行う上での要件にはできません。</p>
--	---	--

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>他に意見がないことを確認して議案第 6 号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第 6 号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第 7 号、8 号、9 号を上程。</p> <p>すべて農地中間管理事業に関する議題である為、一括で事務局に説明を求める。</p> <p>日進市農用地利用集積計画についてですが、農地中間管理事業における手続きで、農地中間管理事業とは農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の集積・集約化を促進するため、愛知県から農地中間管理機構として指定を受けた愛知県農業振興基金が農地を借り受け、基金から受け手へ貸し付ける事業であります。</p> <p>見出しにあります一括方式とは、土地の所有者から愛知県農業振興基金、愛知県農業振興基金から受け手への 2 工程の貸借権の設定を同時に行う方式であります。</p> <p>次の議題 8 号、9 号については、同じ農地中間管理事業の一括方式によらない方式であります。</p> <p>今回、一括方式で利用権を設定する農地、設定する権利の内容についてですが、9 ページ中段の表のとおりとなっております。</p> <p>それぞれ、10 年間と 20 年間の権利設定です。</p> <p>なお、今後の手続きについては、計画が認可され公告することによって、利用権が設定され貸借の開始となります。</p> <p>次に、議案第 8 号日進市農用地利用集積計画について説明します。</p> <p>一括方式によらない農地中間管理事業による利用権の設定になります。農地中間管理機構である愛知県農業振興基金が利用権の設定受ける農地については、9 ページから 11 ページの中段とおりになっています。なお、次の議案 9 号が基金に集積された農地の配分計画になります。</p> <p>それでは、議案第 9 号日進市農用地利用配分計画についてです</p> <p>愛知県農業振興基金が設定を受けた農地を配分するも</p>
----------------------	--

		<p>のになります。</p> <p>今後の手続きについては、この後、愛知県農業振興基金において計画の決定を行い、県に対して認可申請を行います。そして県において計画が認可され、公告することによって利用権が設定され貸借の開始となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>議案第7号、8号、9号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>借りる方が決まっているのが一括方式か。</p> <p>農業振興基金が借り受けた農地を、本来であれば色々な農家に配分する制度でないかという質問でよろしいでしょうか。</p> <p>農業振興基金の段取りで配分するのが本来の想定ですが、日進市の場合、これだけの水稻を担える農家は〇〇に限られます。</p> <p>本来は集積してから、1ヶ月後とかに、配分するのが流れですが、手続きを短縮して同日設定しても良いことになっています。</p> <p>配分計画に農業委員会が入る余地がない。</p> <p>来年度から、制度の改正があつて、地域計画により地域性を加味した色分けの地図を作ります。その地図を元に配分計画をしていくことになります。</p> <p>他に意見がないことを確認して議案第7号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第7号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第8号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第8号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第9号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第9号について挙手全員を確認、原案のとおり可決</p>
委員 事務局		
委員 事務局		
議長		
議長		
議長		
議長		

	<p>事務局</p> <p>議長 委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>(16:05)</p>	<p>したことを宣言。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 6件 専決2号 5条届出 2件 専決3号 18条届出 2件</p> <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 豊橋の人が相続人だが、管理について役所から確認がとれますか。</p> <p>元々、親族が管理しており、今後もその方が管理されるそうです。8番と10番の方は、わかりません。 今年度、市外の方が農地の相続をされるケースが多く、そういった方々への農地の管理についての通知案を作成した。令和5年度以降運用したいので、何か意見や指摘ありましたら教えていただきたいです。 市内の人には送らないのか。市内の人も送った方がいいのでは。</p> <p>検討します。</p> <p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて 1件 現況証明願いについて 1件 事業計画変更について 1件</p> <p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 ・次回の農業委員会 令和5年3月29日(水) 午後3時 日進市役所南庁舎2階 第5会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	--	---